

改正

平成 7 年 3 月31日 条例第12号

平成 8 年 3 月31日 条例第 7 号

平成12年12月27日 条例第82号

平成17年 3 月31日 条例第25号

平成30年 3 月30日 条例第36号

令和 3 年 7 月28日 条例第29号

沖縄県中山間地域ふるさと農村活性化基金条例をここに公布する。

沖縄県中山間地域ふるさと農村活性化基金条例

(設置)

第 1 条 中山間地域等において、土地改良施設及び農地の機能を適正に発揮させるための地域住民活動の強化に対する支援事業を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第 1 項の規定に基づき、沖縄県中山間地域ふるさと農村活性化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において「中山間地域等」とは、次に掲げる区域をいう。

- (1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第19号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項（法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第41条第 1 項若しくは第 2 項、第42条又は第44条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）を含む市町村の区域
- (2) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第72号）第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域を含む市町村の区域
- (3) 前 2 号に掲げる区域のほか、当該各号に規定する地域と一体として事業を推進することが効果的であると認められる市町村の区域
- (4) 傾斜地に階段状に設けられた一団の農地を含む一定の地域であって、勾配が20分の 1 以上の土地にある農地の面積の合計が、当該地域の農地の面積の 2 分の 1 以上を占める地域（以下「棚田地域等」という。）の区域

(基金の額)

第3条 基金の額は、6,000万円とする。

2 知事は、必要があると認めるときは、予算の定めるところにより前項の基金に追加して積立てをすることができる。

3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、積立額相当額増加するものとする。

4 第7条の規定により処分が行われたときは、基金の額は、処分額相当額減少するものとする。
(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
(運用益金の処理及び使途)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、中山間地域等における土地改良施設又は農地（棚田地域等の区域に該当しない区域にあつては、当該土地改良施設と一体的に保全することが必要であると認められる農地に限る。）の機能を適正に発揮させるために必要な地域住民活動の強化を図るための調査、研究、研修等に関する事業に要する経費及び基金の管理等に要する経費に充てるほか、この基金に編入するものとする。
(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
(処分)

第7条 基金は、第5条に規定する事業に要する経費に充てる場合に限り、その一部を処分することができる。
(規則への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(中山間地域等の特例)

2 第2条の規定にかかわらず、令和3年度から令和9年度までの間に限り、法附則第5条に規定する特別特定市町村（法附則第6条第2項又は第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）の区域を含む市町村の区域は、中山間地域等とする。

附 則（平成 7 年 3 月 31 日 条例第 12 号）

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 31 日 条例第 7 号）

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 12 月 27 日 条例第 82 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日 条例第 25 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日 条例第 36 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 7 月 28 日 条例第 29 号）

この条例は、公布の日から施行する。